

議案第5号

全国知事会規約の一部改正について

全国知事会規約の一部を次のとおり改正する

平成21年7月15日提出

全国知事会
会長 麻生 渡

全国知事会規約の一部を改正する規約

全国知事会規約（昭和二十二年十月一日施行）の一部を次のように改正する。

第二十六条を次のとおり改めるとともに、同条第二項として次のとおり加える。

第二十六条 常任委員会の委員長は、全国知事会会長の推薦に基づき、委員会で選任する。

2 委員会に副委員長を置く。副委員長は委員長が指名する者が務める。

第二十九条第二項前段を次のとおり改める。

2 特別委員会の設置期間は原則二年とし、委員長の任期も同じとする。

附 則

1 この規約は、平成二十一年七月十五日から施行する。

2 この規約の第二十九条第二項前段の施行に関し、現に設置されている特別委員会にあつては、各特別委員会毎の現行の設置日から適用する。

（改正事由）

各委員会の行動力を高め、本会の戦略的・政策的な対応力を強化するため、所要の規定の整備を行うものである。

全国知事会規約の一部改正案新旧対照表

改正案	現行
<p>第二十六条 常任委員会の委員長は、全国知事会会長の推薦に基づき、委員会で選任する。</p> <p>2 委員会に副委員長を置く。副委員長は委員長の指名する者が務める。</p> <p>第二十九条 地方行財政に関する特定の重要政策等を審議するため、特別委員会を設置することができる。</p> <p>2 特別委員会の設置期間は、原則二年とし、委員長の任期も同じとする。ただし、正副会長会議が必要と認めた場合は、継続して設置することができる。</p> <p>附則</p> <p>1 この規約は、平成二十一年七月十五日から施行する。</p> <p>2 この規約の第二十九条第二項前段の施行に関し、現に設置してある特別委員会にあつては、各特別委員会毎の現行の設置日から適用する。</p>	<p>第二十六条 常任委員会の委員長は、委員の互選とする。</p> <p>第二十九条 地方行財政に関する特定の重要政策等を審議するため、特別委員会を設置することができる。</p> <p>2 特別委員会の設置期間は、原則として一年とする。ただし、正副会長会議が必要と認めた場合は、継続して設置することができる。</p> <p>第三十条 特別委員会の運営については、第二十六条から第二十八条までの規定を準用する。</p>

全国知事会規約の一部改正について（概要）

1．改正の趣旨

本会の戦略的・政策的な対応力を強化するため、所要の規定の整備を行う。

2．改正の内容

委員長の選任等に関する規定の見直し

本会の4常任委員会や特別委員会等の行動力を高め、本会の戦略的・政策的な対応力を強化するため、次のとおり、規定の見直しを行う。

- ・各委員長は会長の推薦に基づき、委員会で選任することとする。
- ・委員長の補佐役として、若しくは委員長が欠けた場合等に委員会活動を円滑に行うため、各委員会に副委員長を置くこととし、副委員長は委員長が指名することとする。
- ・特別委員会については、「地方行財政に関する特定の重要政策等を審議する」との設置目的に鑑み、ある一定期間の継続設置が必要との趣旨から設置期限を1年から2年に見直し、委員長の任期もこれに連動させることとする。

3．施行期日

平成21年7月15日から施行する。

なお、上記2の特別委員会の設置期限及び委員長の任期の見直しについては、各委員会毎の現行の設置日から適用する。